

7月は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

国民健康保険税

問 保険年金課 ☎(55)7119

国民健康保険税は、前年中の所得、今年度の固定資産税およびご加入いただいている人数をもとに計算し、毎年7月に世帯年税額を決定します。

前年度より引き続きご加入中の世帯については、第1・2期(特別徴収の場合は第1・2期および第3期)の仮算定分を差し引いた残りを、第3期から第6期までの4回(特別徴収の場合は第4期から第6期までの3回)に振り分けて賦課させていただきます(本算定)。

納税通知書の内容についてご確認ください。

(※)40歳以上65歳未満の方のみ

	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	課税限度額(円)
医療給付費分	5.0(A)	18.7(B)	22,000	22,000	610,000
後期高齢者支援金分	1.6(C)	3.8(D)	8,000	6,000	190,000
介護納付金分(※)	1.2(E)	2.5(F)	8,000	6,000	160,000
合計	7.8	25.0	38,000	34,000	960,000

◎平成31年度(令和元年度)に納める年税額は？

国民健康保険税の計算例：夫婦(共に40歳以上)と子ども2人のモデルケース

【平成30年中の所得(夫のみ)は300万円(※)、平成31年度(令和元年度)固定資産税(夫所有)は10万円の場合】

(※)所得：各種控除前の総所得額

- 所得割(A)の出し方 $267万円 [300万円 - 33万円(基礎控除)] \times 税率 [5.0/100] = 133,500円$
- 資産割(B)の出し方 $10万円 \times 税率 [18.7/100] = 18,700円$
- 所得割(C)の出し方 $267万円 [300万円 - 33万円(基礎控除)] \times 税率 [1.6/100] = 42,720円$
- 資産割(D)の出し方 $10万円 \times 税率 [3.8/100] = 3,800円$
- 所得割(E)の出し方 $267万円 [300万円 - 33万円(基礎控除)] \times 税率 [1.2/100] = 32,040円$
- 資産割(F)の出し方 $10万円 \times 税率 [2.5/100] = 2,500円$ (※)100円未満切捨 (単位：円)

	所得割	資産割	均等割(1人当たり×人数分)	平等割(1世帯当たり)	小計
医療給付費分	133,500(A)	18,700(B)	$22,000 \times 4人 = 88,000$	22,000	262,200
後期高齢者支援金分	42,720(C)	3,800(D)	$8,000 \times 4人 = 32,000$	6,000	84,500(*)
介護納付金分	32,040(E)	2,500(F)	$8,000 \times 2人 = 16,000$	6,000	56,500(*)
世帯年税額(合計)					403,200

後期高齢者医療保険料

問 愛知県後期高齢者医療広域連合 ☎052(955)1223
保険年金課 ☎(55)7119

後期高齢者医療保険料は、被保険者本人の前年所得をもとに計算します。

◎保険料の納付方法について

- ①特別徴収(年金からの天引きによる納付)
- ②普通徴収(納付書または口座振替による納付)
※「納付書」が同封されている方は、口座振替になっておりません。
納付書での納付をお願いします。
- ③普通徴収および特別徴収(10月から年金天引き開始)
納付方法は3種類あります。
ご自身の納付方法は、保険料決定通知書に付属の「納入通知書」でご確認ください。

◎保険料の算出方法

- 保険料は①所得割額と②均等割額の合計です。(上限は62万円です)
- ①所得割額 = 賦課のもととなる所得金額(※) × 所得割率(8.76%)
 - ②均等割額 = 45,379円
※賦課のもととなる所得金額 = 前年(平成30年)中の総所得金額 - 33万円

◎今年度からの主な変更点

均等割軽減

年金収入80万円以下などの要件を満たす方の軽減率は法令上7割軽減ですが、これまでは特例的に9割軽減でした。**今年度は世代間の公平の観点等から8割軽減となり、令和2年度以降は制度本来の仕組みである7割軽減に戻ります。**

職場の健康保険などの被扶養者だった方の被保険者均等割額の軽減措置

これまで職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった方も、後期高齢者医療制度では被保険者となり、新たに保険料を負担していただくこととなりますが、保険料が急に増えることがないよう、**加入から2年を経過するまで被保険者均等割額を5割軽減します。(平成29年4月30日以前に加入された方については、この軽減制度の対象となりません。)**なお、所得割額は当面の間かかりません。